

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>日本の癌患者は増え続けている。農産物に対する農薬の使用頻度の高さと、一般食品への化学薬品の規制が進んでいないからである。グリホザットなどの枯葉剤の農産物への使用は、アメリカの裁判で長期的の汚染されると癌への影響があると判断され、ヨーロッパでは、現在グリホザットは一般人は販売、使用禁止である。みかんで有名な高知は、農薬の使い過ぎで地下水が汚染され、有名なミカン産地周辺はみな白血病患者が非常に高い検査結果がでている。日本人の健康被害を守る気があるなら、農水水産省はこういう人間に有害な枯葉剤などの農薬や食品添加物の禁止や規制を求める。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 温暖湿潤で病虫害の被害を受けやすい我が国で安定的に農産物を生産するためには、防除効果や安全性が高い農薬が必要です。 農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるものであることから、人の健康や環境に対する安全を確保することが重要であり、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、科学的に安全性の評価を行い、問題がないと判断した農薬のみを、農林水産省が登録しています。 登録の際に、使用できる作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）も合わせて定めており、農薬を使用するときこれらを遵守することで農薬の安全性が確保されています。</p>
<p>他の承認済み農薬も、残留性・蓄積性を除けば同程度かそれより健康リスクが高いようです。他の農薬は残留性・蓄積性が低くても、常に摂取していれば常に健康リスクにさらされるという意味で、同等とも考えられますので、禁止リストにない農薬も、原則禁止にさせていただきたいです。</p>	<p>登録された農薬について、都道府県や農薬販売者等と連携し、生産現場において使用方法に従って適正に使用されるよう指導を徹底しています。 登録後も農薬の安全性に関する科学的知見を収集し、最新の科学的知見に基づき、定期的に安全性等の再評価を行っています。 御回答した内容含め、農薬に関するよくある質問については、以下URLを御参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/attach/pdf/index-1.pdf</p>

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。